

戦没者等の妻に対する特別給付金について現在受付を行っているもの

令和6年4月1日

特別給付金の種別	請求期間	備考 ※1
第27回特別給付金と号 (額面200万円、10年償還の記名国債)	令和3年10月1日から 令和6年9月30日まで	第22回特別給付金と号の継続
第27回特別給付金ち号 (額面200万円、10年償還の記名国債)	令和4年10月1日から 令和7年9月30日まで	第22回特別給付金ち号の継続
第22回特別給付金れ号 (額面200万円、10年償還の記名国債)	令和4年10月1日から 令和7年9月30日まで	第17回特別給付金れ号の継続
第30回特別給付金い号 (額面110万円、5年償還の記名国債)	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで	

※1 継続分については、この国債を時効により受け取ることができなかつた方も対象となります。